

協同農業普及事業交付金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日 16 経営第 7957 号	農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成 18 年 3 月 31 日 18 経営第 6892 号
一部改正	平成 20 年 3 月 12 日 19 経営第 6626 号
一部改正	平成 20 年 8 月 1 日 20 経営第 2653 号
一部改正	平成 25 年 5 月 16 日 25 生産第 381 号
一部改正	平成 27 年 4 月 9 日 26 生産第 3166 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日 28 生産第 2115 号
一部改正	令和 3 年 3 月 29 日 2 生産第 2512 号
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日 5 農産第 3933 号

第 1 農林水産大臣は、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号。以下「助長法」という。）第 6 条第 1 項に規定する協同農業普及事業交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内において、都道府県に交付するものとし、その交付に関しては、助長法、農業改良助長法施行令（昭和 27 年政令第 148 号）及び農業改良助長法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 4 号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 交付金の交付の対象となる協同農業普及事業の経費（以下「交付対象経費」という。）及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとし、交付の対象となる期間は、交付金の交付の決定があった年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 3 規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 前項の申請書は、申請を行う都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 都道府県は、別記様式第 1 号別添の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第 1 項の申請書に添付するものとする。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、毎年度、地方農政局長が別に定める日とする。

第5 都道府県は、規則第3条第1号イ又はロに規定する変更につき同条の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による申請書を地方農政局長に提出しなければならない。

第6 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 都道府県は、規則第3条第2号の規定により指示を求める場合には、別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長に提出しなければならない。

第8 法第12条の報告は、交付金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号による報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長に提出することにより行う。

ただし、第9の別記様式第5号による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

第9 都道府県は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を地方農政局長及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長、北陸・東海・近畿及び中国四国農政局にあっては総務管理官をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

第10 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県は、協同農業普及事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

第11 地方農政局長は、第10の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る協同農業普及事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県に通知するものとする。

2 地方農政局長は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県において

当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日) 以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 12 都道府県は、交付対象経費（協同農業普及事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、協同農業普及事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第 13 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第 14 都道府県は、協同農業普及事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して協同農業普及事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 規則第 3 条第 4 号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、協同農業普及事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。ただし、協同農業普及事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 7 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

3 前 2 項及び第 15 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 15 都道府県は、当該協同農業普及事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 8 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第 16 都道府県は、IoT 機器搭載機等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、そのデータ

等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

- 第 17 都道府県は、第 3 の規定による交付の申請、第 5 の規定による計画変更の申請、第 8 の規定による状況報告、第 9 の規定による概算払請求、第 10 の規定による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 都道府県は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた都道府県に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県が第 2 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

この通知は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配 分の変更	事業の内容変更
協 同 農 業 普 及 事 業 交 付 金	1 普及指導員の設置費 助長法第7条第1項の規定に基づき、同法第9条に規定する任用資格を有する普及指導員の給与として支出する経費のうち次に掲げる経費 (1) 職員手当等 ア 一般職給（本俸） イ 諸手当 （㍑）期末手当及び勤勉手当 （㍒）調整手当 （㍓）扶養手当 （㍔）普及指導手当 （㍕）通勤手当 （㍖）住居手当 （㍗）寒冷地手当 (2) 共済費（共済組合負担金のうち厚生年金保険料及び退職等年金掛金） (3) 災害補償費（公務災害補償費） 2 普及指導員の活動費 助長法第7条第1項の規定に基づき、普及指導員の行う調査研究、巡回指導、相談、実証ほの設置・実証モデル農業者等の設定、農業者に対する講習会・研修会の開催等に要する経費（交際費を除く。） 3 普及指導センターの運営費 助長法第7条第1項の規定に基づき、普及指導センターを拠点とした普及活動の効果的・効率的な推進を図るために行う指導用機材及び巡回指導用車両の整備、情報の整備・提供、農業改良普及推進協議会の開催、産休等普及指導員代替職員の設置並びに新規就農促進活動の実施に要する経費（交際費を除く。）	定額		普及指導員数 (注)の3%を超える増減 (注) 原則として、普及指導員数は、年間を通じて設置されたものを1人として算定するが、普及指導員の設置が12か月未満である場合における普及指導員数の算定の方法は、以下のとおりとする。 1 前任者又は後任者がいる場合は、前任者又は後任者と合わせて1人として算定する。 2 前任者又は後任者がいないときは、6か月以上設置した場合に1人として算定する。

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配 分の変更	事業の内容変更
	4 普及指導協力委員の活動費 助長法第7条第1項の規定に基づき、普及指導協力委員が普及指導員に協力して行う活動に要する経費 5 農業者研修教育施設の運営費 助長法第7条第1項の規定に基づき、次代の農業を担う青年農業者等を育成するための農業者研修教育施設における研修教育の実施、指導職員の研修及び研修教育用機材の整備に要する経費（種苗、肥料及び農薬の購入等農場の運営に要する需用費、工作物等の修繕、移転及び除却のための工事等に要する経費を除く。） 6 普及指導員の研修費 助長法第7条第1項の規定に基づき、普及指導員の研修の実施（国が実施する研修への派遣を含む。）及び研修用機材の整備に要する経費 7 農村青少年団体の指導者育成費 助長法第7条第1項の規定に基づき、優れた農村青少年団体の指導者の育成に資する観点から行う農村青少年に対する研修並びに青年農業士の認定とその育成及び活動の助長に要する経費（個人又は団体に対する補助（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のうち国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第1項第1号に掲げる業務を行う施設への派遣に要する経費を除く。）を除く。）			

別記様式第1号（第3関係）

年度 協同農業普及事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

年度において下記のとおり事業を実施したいので、協同農業普及事業交付金交付要綱第3の規定により、金 円を交付されたく申請する。

記

別紙のとおり

別紙

協同農業普及事業

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 普及指導員の設置

ア 普及指導員

区分	人数	左のうち短時間 勤務職員の数	備考
普及指導センター	人	人	
農業者研修教育施設	人	人	
その他	人	人	
合計	人	人	

(注) 農業改良助長法施行令（昭和 27 年政令第 148 号）第 3 条の規定に基づき任用しようとする普及指導員については、その人数を備考欄に記載すること。

イ 普及指導員の短期設置者数（事業報告書の場合にのみ記載）

人数	左のうち短時間 勤務職員の数
人	人

(注) 本表は、前任者又は後任者がいない 6 ヶ月未満の短期設置普及指導員について記載すること。

(2) 普及指導員の活動

ア 調査研究の実施

(ア) 実証調査、実験研究、資料調査、実態調査等

課題数	参加普及指導員数
計 課題	実参加人数計 人

(イ) 外部第三者委員会の設置

a 外部第三者委員会の構成

区分	延べ人数
農業者	人
農業団体	人
消費者	人
外部有識者（ ）	人
その他（ ）	人
合計	人

(注)（ ）内は具体的に記載すること。

b 対象となる（又は対象とした）普及指導センター

普及指導センター名	実施年月日

c 結果のとりまとめと公表（具体的に記述）

イ 指導用機材の整備

機材・資材名	数量	設置場所

ウ 実証ほの設置、実証モデル農業者等の設定

区分	課題数	設置箇所数
実証ほ	計 課題	箇所
実証モデル農業者等	計 課題	箇所

エ 農業者に対する講習会・研修会の開催

区分	開催回数	延べ人数
講習会・研修会	回	人

(3) 普及指導センターの運営

ア 普及指導センターの設置

区分	設置箇所数
普及指導センター	箇所
(支所)	箇所

(注) 支所とは、条例又は規則等の規定に基づき設置された支所、出張所等とする。

イ 指導用機材の整備

機材名	数量

(注) 技術指導・情報活動等普及指導用の機材について記載すること。

ウ 巡回指導用車両の整備

種類	台数
	台

(注) 種類の欄には、ライトバン、軽四輪、その他の別を記載すること。

エ 農業改良普及推進協議会の開催

区分	開催回数	備考
普及指導センター段階	回	
市町村段階	回	

(注) 備考の欄には、主な構成員、主な協議事項等について記載すること。

オ 産休等普及指導員代替職員の設置数

人

カ 新規就農促進のための交流会、研修会等の開催

区分	開催回数	延べ人数
	回	人

(4) 普及指導協力委員の活動

区分	委嘱人数
	人
合計	人

(注) 区分の欄には、農業者、民間等の別について記入する。

(5) 農業者研修教育施設の運営

ア 施設の名称及び設置場所

イ 養成課程の内容

(ア) 入学資格、研修教育の期間及び入学定員

(イ) 専門区分及び専攻コースの設置

専門区分	専攻コース	入学定員	学生数		
			1 年	2 年	合 計
		人	人	人	人

(ウ) 科目の編成

			教科	時間又は単位数				備考
				講義	演習	実験	実習	
教養科目								
専門科目	共通科目							
	専攻科目	農産園芸畜産：						
	合計							実習割合＝　％

ウ 研究課程の内容

(ア) 入学資格、研修教育の期間及び入学定員

(イ) 専攻区分の設置

専攻区分	研修教育期間	入学定員	学生数		
			1 年	2 年	合 計
	年	人	人	人	人

(ウ) 科目の編成

		教科	時間又は単位数				備考
			講義	演習	実験	実習	
共通科目							
専攻科目	農産園芸畜産：						
合計							
							実習割合＝ %

エ 教育課程の内容

(ア) 入学資格、研修教育の期間及び入学定員

(注) 前期、後期に分割する場合は、その旨及びそれぞれの研修教育の期間がわかるように記載すること。

(イ) 専門区分及び専攻コースの設置

専門区分	専攻コース	入学定員	学生数				
			1 年	2 年	3 年	4 年	合 計
		人	人	人	人	人	人

(ウ) 科目の編成

			教科	時間又は単位数				備考
				講義	演習	実験	実習	
教養科目								
専門科目	共通科目							
	専攻科目	農産園芸畜産：						
	合計							実習割合＝ %

(注) 前期、後期に分割する場合は、それぞれ別表とすること。

オ 研修課程の内容

研修の種類	期間	研修対象	受講者数	研修内容
	延べ 日		人	

(注) 研修対象の欄には、新規就農予定者、新規就農者、一般農業者、児童・生徒、一般住民、その他を記載すること。

カ 講師の招へい

区分	人数	回数	延べ時間数
	人	回	時間

キ 指導職員の研修

国段階で実施する研修		都道府県段階で実施する研修	その他
新任者	部門別		
人	人	人	人

ク 指導員の設置

区分	人数
実習指導員	人
寮生活指導員	人

ケ 指導職員の調査研究

調査研究のテーマ	参加人数
	人

コ 研修教育用機材の整備

設備・機械・機材名	規格形式	数量
合計		

(6) 普及指導員の研修

ア 研修の実施

(ア) 中央又はブロック研修

研修の種類	研修日数	受講者数
	日	人

(イ) 都道府県研修

研修の種類	研修日数	受講者数
	日	人

イ 研修用機材の整備

機材等名	数量	設置場所

(7) 農村青少年団体の指導者の育成

ア 農村青少年に対する研修

研修の種類	期間	研修対象	受講者数
			人

イ 青年農業士の育成

青年農業士数 (前年度末現在（又は 本年度末現在）)	研究会、先進地調査等の実施	
	普及指導センター段階	都道県段階
人	延べ回	延べ回

3 経費の配分

区分	協同農業普及事業に要する経費 (又は要した経費)	協同農業普及事業交付金の額
1 普及指導員の設置費 2 普及指導員の活動費 3 普及指導センターの運営費 4 普及指導協力委員の活動費 5 農業者研修教育施設の運営費 6 普及指導員の研修費 7 農村青少年団体の指導者育成費	円	円
合計		

4 事業完了予定年月日 (又は事業完了年月日)

5 収支予算 (又は収支精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
協同農業普及事業 交 付 金 都 道 府 県 費	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 普及指導員の設置 費	円	円	円	円	
2 普及指導員の活動 費					指導旅費 円 調査研究費 円 機材・資材整備費 円 実証ほ、実証モデル農 業者等の設置費 円 農業者講習会・研修会 開催費 円 普及指導センター運営 費 円 指導用機材整備費 円 情報の整備・提供費 円 巡回指導用車両の整備 費 円 農業改良普及推進協議 会開催費 円 産休等普及指導員代替 職員設置費 円 新規就農促進活動費 円 会議開催費 円 現地活動費 円 講師及び実習指導員費 円 教材等作成費 円 指導職員の研修費 円 指導職員調査研究費 円
3 普及指導センター の運営費					
4 普及指導協力委員 の活動費					
5 農業者研修教育施 設の運営費					

区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
6 普及指導員の研修費					研修教育用機材整備費 円 学生指導・運営協議会等旅費 円 中央研修又はブロック研修への出席旅費 円 県研修開催費 円 研修用機材整備費 円
7 農村青少年団体の指導者育成費					農村青少年研修費 円 青年農業士育成費 円
合計					

別添

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	☐	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注1) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(注2) 「関係法令の遵守」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）等を遵守することを示す。

別記様式第2号（第5関係）

年度 協同農業普及事業交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった事業について、
協同農業普及事業交付金交付要綱第5の規定により、下記のとおり計画を変更
したいので、承認されたく申請する。

記

（注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交
付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の
内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変
更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項につ
いては省略する。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があっ
たものに限り添付すること。

2 交付金の額が増額（減額）する場合は、件名の「 年度協同農業普及事業交付
金変更承認申請書」を「 年度協同農業普及事業交付金変更及び追加交付（減額
承認）申請書」に、本文中の「下記のとおり計画を変更したいので、承認されたく
申請する。」を「下記のとおり計画を変更したいので、交付金 円を追加
交付（減額承認）されたく申請する。」とし、以下1と同様とする。

別記様式第3号（第7関係）

年度 協同農業普及事業交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあつた事業について、
下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、
協同農業普及事業交付金交付要綱第7の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに 完了したものの		年 月 日以降に 実施するものの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。

（注）2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第8関係）

年度 協同農業普及事業交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあつた事業について、
協同農業普及事業交付金交付要綱第8の規定により、下記のとおり事業遂行状
況を報告する。

記

1 事業遂行状況（第 ・四半期末現在）

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに 完了した も の		年 月 日以降に 実 施 す る も の		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日

（注）区分の欄には、別表の経費の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第9関係）

年度 協同農業普及事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官 ○○ 殿
(第9に定める官署支出官名を記入)

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった事業について、
協同農業普及事業交付金交付要綱第9の規定に基づき、概算払の請求をしたい
ので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	協同農業 普及事業 に要する 経費	協同農 業普及 事業交 付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状 況報告 月 日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金額	出来 高		金額	月 日 現在の予 定出来高	金額	月 日 までの予 定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙の「3 経費の配分」に記載された事
項について記載すること。

別記様式第 6 号（第 10 関係）

年度 協同農業普及事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった事業について、
下記のとおり事業を実施したので、協同農業普及事業交付金交付要綱第 10 の
規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額として金 円を交付されたく請求する。）

記

（注）記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとする。

ただし、添付書類については、第 15 に規定する調書の写しを添付すること。

また、このほか、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更
があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第 7 号（第 14 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体等名：

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名												
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は設置 場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総事業 費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月 日	処分 の内容				
									交付金	都道 府県 費	市町 村費	その 他								
								円	円	円	円	円								
	計																			
	計																			
	合 計																			

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 8 号（第 15 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳入			歳 出							
補助事業名 ※ 1	交付決定 の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他													

記載要領

- 「補助事業名※ 1」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名※ 1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

